

件名	愛媛県ふるさと雇用再生特別基金条例
主管課	雇用対策室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>ふるさと雇用再生特別交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 <u>求職者等の雇入れによる継続的な雇用の機会の創出を図るために要する経費の財源に充てるため、ふるさと雇用再生特別基金を設置する。</u></p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入する。ただし、必要がある場合は、予算に計上して、目的を達成するために要する経費に充てることができる。</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	平成21年3月31日までの間において規則で定める日(平成24年3月31日限り失効)
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の概要</p> <p>委託事業 地域ニーズや今後の地域の発展に資すると見込まれる事業で、継続的雇用が見込まれるもの 委託対象 民間企業、NPO法人等（地方公共団体による直接実施は不可） 雇用要件 ・対象者 失業者及び非正規労働者（派遣労働者、契約社員、パート、アルバイト等） ・期間 原則1年以上（更新可）</p> <p>補助事業 市町が の委託事業を実施する場合に補助</p> <p>一時金支給事業 の委託事業を実施した事業主がその事業に雇用した労働者を正規社員にした場合に当該事業主に対して支給（1人当たり30万円）</p> <p>地域基金事業協議会の設置（県、労働局、労使団体等で構成） ・実施事業の選定、事業計画の策定、事業評価等</p> <p>2 基金繰入額見込み 平成20年度 30億円</p> <p>3 基金の残額の処分 基金は平成24年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	